

日医発第1006号(税経28)

令和2年12月23日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人日本医師会

会長 中川 俊男

(公印省略)

令和3年度税制改正について

去る12月10日、令和3年度税制改正大綱(自由民主党・公明党)が公表され、その後12月21日に閣議決定されましたので、ご報告申し上げます。

本会は、令和2年9月、15項目にわたる税制要望事項を「令和3年度 医療に関する税制要望」としてとりまとめ、厚生労働省をはじめとする関係各方面に要望してまいりました。この間、各都道府県医師会、各郡市区医師会から、多大なご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

御陰様にて、主に以下の事項が実現することとなりました。

1. 事業税非課税措置・軽減措置につきましては、引き続き検討事項とされ、存続となりました。
2. 四段階制につきましても、大綱に記載はありませんが、存続となりました。
3. 医療機関等の設備投資への支援措置(特別償却制度)が2年延長されました。

今後も日本医師会は地域医療を支える医療機関の経営の安定化のためにあるべき税制の実現に向け、政府に求めてまいる所存です。

詳細につきましては、別添資料のご参照をお願い申し上げます。

[別添資料]

- 令和3年度 税制改正大綱(自由民主党・公明党、令和2年12月10日)における要望実現項目 (日本医師会、令和2年12月)
- 令和3年度 税制改正大綱(自由民主党・公明党、令和2年12月10日)

「令和3年度税制改正大綱」
(自由民主党・公明党、令和2年12月10日)
における要望実現項目

令和2年12月
公益社団法人 日本医師会

一 制度の存続

- | |
|---|
| (1)・ <u>社会保険診療報酬に係る事業税非課税</u> ・ <u>医療法人の自由診療等部分に係る事業税の軽減税率</u> (事業税) |
|---|

[日医税制要望5頁]

- 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

【税制改正大綱 130 頁 記載】

(参考) 社会保険診療報酬に係る所得以外の医業所得(自由診療分)の課税 (現行)

個人：事業主控除(290万円)を差引後の所得に対して標準税率(5%)による課税

法人：下表の標準税率(特別法人事業税との合算税率(*1))

| 区 分 | 普通法人 (資本金1億円以下) | 特別法人(医療法人) (*2) |
|------------------------|--------------------|--------------------|
| 所得400万円以下の金額 | 4.795% | 4.7075% |
| 所得400万円超 800万円以下の金額 | 7.261% | 6.5905% |
| 所得800万円超の金額 | 9.59% | 6.5905% |

*1 特別法人事業税との合算税率は、都道府県や法人の状況により異なる場合がある。

*2 特別法人：農協、生協、信用金庫、労働金庫、医療法人等

(2) 社会保険診療報酬の所得計算の特例（いわゆる四段階税制）

(所得税・法人税)

[日医税制要望23頁]

- ・特例措置の存続が認められたもの（大綱に記載なし）。

(参考) 所得計算の特例措置

・対象者

各年または各事業年度において、社会保険診療報酬が5,000万円以下である医業または歯科医業を営む個人及び法人。

ただし、その年の医業及び歯科医業に係る収入金額が7,000万円を超える者は対象外。

・内容

| (社会保険診療報酬の金額) | (概算経費率) |
|-----------------------|---------|
| 2,500万円以下の金額 | 72% |
| 2,500万円超 3,000万円以下の金額 | 70% |
| 3,000万円超 4,000万円以下の金額 | 62% |
| 4,000万円超 5,000万円以下の金額 | 57% |

二 期限の到来する制度の延長等

(1) 医療機関の設備投資に係る特別償却制度の延長等

- ① 医師および医療従事者の働き方改革の推進のための器具備品、ソフトウェアの特別償却制度の延長
- ② 地域医療構想の実現に資する病院用等の建物、建物附属設備の特別償却制度の延長
- ③ 医療用機器の特別償却制度の延長・見直し

(所得税・法人税)

[日医税制要望10頁]

- 医療用機器等の特別償却制度について、医療用機器に係る措置につき次の見直しを行った上、制度の適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。
 - ① 診療所における全身用CT及び全身用MRIの配置効率化等を促すための措置を講ずる。
 - ② 対象機器の見直しを行う。

【税制改正大綱78頁 記載】

(参考1) 医療用機器に係る特別償却制度の概要（現行、適用期限：令和3年3月31日）

1. 青色申告書を提出する法人又は個人で医療保健業を営む者が、未使用の医療用機器（取得価額500万円以上）（注）を取得等（所有権移転外リース取引による取得を除く）して、医療保健業の用に供した場合は、その取得価額の12%の特別償却ができる。

（注）

- ・医療用の機械及び装置並びに器具及び備品のうち、高度な医療の提供に資するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの
- ・薬事法第2条第5項に規定する高度管理医療機器、同条第6項に規定する管理医療機器又は同条第7項に規定する一般医療機器で、これらの規定により厚生労働大臣が指定した日の翌日から2年を経過していないもの

2. ただし、病院の全身用CT・MRIで一定のものについては、適用要件が追加され、効率的な配置促進のため一定の要件を満たすことについて都道府県の確認を得ることが必要。

(参考2) 勤務時間短縮用設備等に係る特別償却制度の概要（現行、適用期限：令和3年3月31日）

1. 青色申告書を提出する法人又は個人で医療保健業を営む者が、2に掲げる設備等を取得（所有権移転外リース取引による取得を除く）又は製作して、医療保健業の用に供した場合は、その取得価額の15%の特別償却ができる。

2. 対象設備（勤務時間短縮用設備等）

器具及び備品（医療用機器を含む。）並びにソフトウェアであって、医師及びその他の医療従事者の勤務時間の短縮又はチーム医療の推進に資する未使用の勤務時間短縮用設備等のうち一定のもの。1台又は1基（通常一組又は一式をもって取引の単位とされるものにあっては一組又は一式。）の取得価額が30万円以上のものとする。これらは、医師等勤務時間短縮計画を作成し、都道府県に設置された医療勤務環境改善センターの確認等を受けることが必要。なお、医師等勤務時間短縮計画は、医師1名を対象とするものでも可。

(参考3) 構想適合建物等に係る特別償却制度の概要（現行、適用期限：令和3年3月31日）

1. 青色申告書を提出する法人又は個人で医療保健業を営む者が、2に掲げる建物及びその附属設備の取得（所有権移転外リース取引による取得を除く）又は建設をして、医療保健業の用に供した場合は、その取得価額の8%の特別償却ができる。

2. 対象設備（構想適合建物等）

新築・改築、増築、転換に該当する工事（すなわち、減築、廃止（単なる解体撤去）の場合を除

く。)により取得又は建設をした病院用又は診療所用の建物及びその附属設備とし、土地及び医療用機器等については含まないこととする。これらは、病院又は診療所の具体的対応方針が地域医療構想調整会議において提出・確認されていること等について、都道府県の確認を得ることが必要。

(2) 中小企業経営強化税制の延長・見直し

(所得税・法人税)

[日医税制要望10頁]

- 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（中小企業経営強化税制）について、関係法令の改正を前提に特定経営力向上設備等の対象に計画終了年度に修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する経営力向上計画（経営資源集約化措置（仮称）が記載されたものに限る。）を実施するために必要不可欠な設備を加えた上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

【税制改正大綱69頁 記載】

(参考) 中小企業経営強化税制の概要（現行、適用期限：令和3年3月31日）

1. 中小企業者等（従業員1,000人以下の個人、資本・出資の金額が1億円以下の法人など）が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得し、指定事業の用に供した場合、即時償却又は、税額控除7%（資本・出資の金額が3,000万以下もしくは個人事業主は10%）を選択適用できる。

2. 対象設備

| | 生産性向上設備 (A 類型：工業会証明) | 収益力強化設備 (B 類型：経済産業省経済産業局確認) |
|------|---|---|
| 要件 | 生産性が旧モデル比年平均 1%以上向上する設備 | 投資利益率が年平均 5%以上の投資計画に係る設備 |
| 対象設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械装置（160万円以上／販売開始10年以内） ・ 測定工具及び検査工具（30万円以上／販売開始5年以内） ・ 器具備品（30万円以上／販売開始6年以内）（注1） ・ 建物附属設備（60万円以上／販売開始14年以内）（注2） ・ ソフトウェア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）（70万円以上／販売開始5年以内） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械装置（160万円以上） ・ 工具（30万円以上） ・ 器具備品（30万円以上）（注1） ・ 建物附属設備（60万円以上）（注2） ・ ソフトウェア（70万円以上） |

(注1) 医療機器については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

(注2) 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

(3) 中小企業投資促進税制の延長・見直し

(所得税・法人税)

[日医税制要望10頁]

○ 中小企業投資促進税制について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

① 対象となる指定事業に次の事業を加える。

イ 不動産業

ロ 物品賃貸業

ハ 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業（生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）

② 対象となる法人に商店街振興組合を加える。

③ 対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外する。

【税制改正大綱68頁 記載】

(参考) 中小企業投資促進税制の概要（現行、適用期限：令和3年3月31日）

1. 中小企業者等（従業員1,000人以下の個人、資本・出資の金額が1億円以下の法人など）が、機械装置等を導入した場合に、特別償却（30%）又は、税額控除（7%）が選択適用できる（7%税額控除は資本金3,000万以下の法人、個人及び組合）。

2. 対象となる業種

サービス業（物品賃貸業及び娯楽業（映画業を除く）を除く）、卸売業、小売業、製造業、建設業等

3. 対象設備

(1) 機械・装置で1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの

(2) 測定工具及び検査工具で1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上

(3) ソフトウェア（複写して販売するための原本、開発研究用のもの又はサーバー用のオペレーティングシステムなどは除く）で次に掲げるいずれかのもの

(ア) 一つのソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの

(イ) その事業年度において事業の用に供したソフトウェアの取得価額の合計額が70万円以上のもの

(4) 普通貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）

(5) 内航海運業の用に供される船舶（取得価額の75%以上が対象）

(4) 中小企業防災・減災投資促進税制の延長・見直し

(所得税・法人税)

[日医税制要望21頁]

- 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度について、次の措置を講ずる（所得税についても同様とする。）。
- ① 対象法人を中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年7月16日）から令和5年3月31日までの間に中小企業等経営強化法の事業継続力強化計画等の認定を受けた中小企業者等とし、対象資産をその認定を受けた日から1年以内に、取得等をして、事業の用に供する資産とする。
 - ② 対象資産に次の資産を加える。
 - イ 架台（対象資産をかさ上げするために取得等をするものに限る。）及び無停電電源装置
 - ロ 感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ
 - ハ 資本的支出により取得等をする資産
 - ③ 対象資産から次の資産を除外する。
 - イ 火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備及び防火シャッター
 - ロ 資産の取得等に充てるための補助金等の交付を受けて取得等をするもの
 - ④ 令和5年4月1日以後に取得等をする資産の特別償却率を18%（現行：20%）に引き下げる。

【税制改正大綱70頁 記載】

(参 考) 中小企業防災・減災投資促進税制の概要（現行、適用期限：令和3年3月31日）

1. 概要

中小企業者が、中小企業等経営強化法の認定を受けた事業継続力強化計画に従って取得した一定の設備等について取得価額の20%の特別償却が適用できる。

2. 中小企業者とは

下記のいずれかに該当し、かつ中小企業等経営強化法第50条第1項又は第52条第1項の認定を受けた同法の中小企業者（注）。

- ・ 資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本若しくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ・ 協同組合等

(注) 法人については、医療法人、社会福祉法人、学校法人、公益法人、一般法人等の非営利法人は対象外。個人については常時使用する従業員100人以下の医療機関は対象となる。

3. 対象設備

| 減価償却資産の種類 (価格要件) | 対象となるものの用途又は細目 |
|---------------------|--|
| 機械装置 (100万円以上) | 自家発電機、排水ポンプ、制震・免震装置、浄水装置、揚水ポンプ (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。) |
| 器具備品 (30万円以上) | 全ての設備 |
| 建物附属設備 (60万円以上) | 自家発電機、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、防水シャッター、防火シャッター (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。) |

三 制度の拡充

(1) 個人版事業承継税制の対象資産の拡充

(相続税・贈与税)

[日医税制要望2頁]

- 個人事業者の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、適用対象となる特定事業用資産の範囲に、被相続人又は贈与者の事業の用に供されていた乗用自動車で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているもの（取得価額500万円以下の部分に対応する部分に限る。）を加える。

【税制改正大綱45頁 記載】

(参考) 個人版事業承継税制の概要（現行）

1. 青色申告に係る事業（不動産貸付業等を除く）を行っていた事業者の後継者（注）として、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の認定を受けた者が、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの贈与又は相続等により、宅地・建物等の特定事業用資産を取得した場合は、
 - ①その青色申告に係る事業の継続等、一定の要件のもと、その特定事業用資産に係る贈与税・相続税の全額の納税が猶予され、
 - ②後継者の死亡等、一定の事由により、猶予されている贈与税・相続税の納税が免除される。

(注) 平成31年4月1日から令和6年3月31日までに「個人事業承継計画」を都道府県知事に提出し、確認を受けた者に限る。

2. この制度の対象となる「特定事業用資産」とは、先代事業者（贈与者・被相続人）の事業の用に供されていた次の資産で、贈与又は相続等の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されていたもの。

- ① 宅地等（400 ㎡まで）
- ② 建物（床面積 800 ㎡まで）
- ③ ②以外の減価償却資産で次のもの
 - ・ 固定資産税の課税対象とされているもの（医療機器等も含む）
 - ・ 自動車税・軽自動車税の営業用の標準税率が適用されるもの
 - ・ その他一定のもの（貨物運送用など一定の自動車、乳牛・果樹等の生物、特許権等の無形固定資産）

四 関連項目

(1) 中小企業者等に対する軽減税率の特例の適用期限延長

(法人税)

- 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限を 2 年延長する。

【税制改正大綱68頁 記載】

(参考) 法人税率 (現行)

| (区分) | (税率) |
|-------------------------|-------|
| ① 普通の医療法人 | 23.2% |
| (中小の医療法人で年 800 万円以下の所得) | 15%) |
| ② 特定医療法人 | 19% |
| (年 800 万円以下の所得) | 15%) |

(注) 中小の医療法人とは、出資金額 1 億円以下の医療法人を指す。

(2) 地域医療構想実現に向けた登録免許税の優遇措置の創設

(登録免許税)

- 関係法令の改正を前提に、改正法の施行の日から令和 5 年 3 月 31 日までの間の措置として、医療機関の開設者が、共同再編計画（仮称）に基づき、医療機関の再編に伴い取得する土地又は建物の所

有権の移転登記等に対する登録免許税の税率を、次のとおり軽減する措置を講ずる。

① 土地の所有権の移転登記 1,000 分の10（本則1,000 分の20）

② 建物の所有権の保存登記 1,000 分の2（本則1,000 分の4）

【税制改正大綱44-45頁 記載】

※登録免許税（国税）について、上記の軽減措置が実現し、不動産取得税等（地方税）については、下記五（2）の通り、「長期検討」項目とされた。

（3）社会医療法人の認定要件の特例的取扱い

（法人税・固定資産税・不動産取得税等）

- 社会医療法人制度における認定要件のうち救急医療等確保事業に係る業務の実績が一定の基準に適合することとの要件について、関係法令の改正により夜間等救急自動車等搬送件数及びへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数等の基準値に係る特例を追加する見直しが行われた後も、現行の社会医療法人に対する特例措置と同様の特例措置を講ずる。

【税制改正大綱56頁 記載】

（補足説明）救急医療等を担う医療機関を整備し、適切な医療提供体制を確保するため、新型コロナウイルス感染症の影響による救急患者数等の減少により、社会医療法人の認定要件を満たすことができない医療法人に対し、特例的に認定要件を緩和することとなった。

（4）生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税特例措置の延長

（固定資産税）

- 生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、生産性向上特別措置法の廃止及び認定先端設備等導入計画等に係る規定の他法への移管を前提に、適用期限の2年延長に関し、所要の措置を講ずる。なお、本特例措置は延長後の適用期限の到来をもって廃止することとし、関係規定を削除する。

（注1）適用期限の2年延長は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」（令和2年4月6日）での決定事項。

（注2）上記の関係規定の削除は、令和5年4月1日から施行する。

【税制改正大綱56頁 記載】

(参考) 生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税特例措置の概要 (上記 (注1) により決定
済の措置、適用期限: 令和5年3月31日)

1. 導入促進基本計画の同意を受けた市町村に所在し、先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者 (注) が、一定の設備 (先端設備等) を新規取得した場合、固定資産税が3年間にわたりゼロ～2分の1 (市町村の条例で定める割合) に軽減される。

(注) 法人については、医療法人、社会福祉法人、学校法人、公益法人、一般法人等の非営利法人は対象外。個人については常時使用する従業員100人以下の医療機関は対象となる。

2. 対象設備 (先端設備等市町村により異なる場合がある)

下の表の対象設備のうち、以下の2つの要件を満たすもの

- ①一定期間内に販売されたモデル (最新モデルである必要はない) (中古品は対象外)。
- ②経営力の向上に資するものの指標 (生産効率、エネルギー効率、精度など) が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備。

(対象設備)

| 設備の種類 | 最低価額 (1台1基又は 一の取得価額) | 販売開始 時期 | その他要件 |
|--------------------|----------------------------|------------|---|
| 機械装置 | 160万円以上 | 10年以内 | — |
| 工具 (測定工具及び検査工具) | 30万円以上 | 5年以内 | — |
| 器具備品 | 30万円以上 | 6年以内 | — |
| 建物附属設備 | 60万円以上 | 14年以内 | 償却資産として課税されるものに 限る |
| 構築物 | 120万円以上 | 14年以内 | — |
| 事業用家屋 | 120万円以上 | — | 取得価額の合計額が300万円以上 の先端設備等とともに導入された もの |

五 検討事項

(1) 基金拠出型医療法人における負担軽減措置の創設

(所得税)

[日医税制要望2頁]

- ・「長期検討」項目とされた（大綱に記載なし）。

(2) 地域医療構想実現に向けた不動産取得税・固定資産税の優遇措置の創設
(不動産取得税・固定資産税)

- ・「長期検討」項目とされた（大綱に記載なし）。

以上